

令和7年5月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年5月9日（金）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室
農業委員数19名

出席者18名

1 番 山崎 清弘	2 番 田中 輝勇	3 番 鈴木 一弘	4 番 中嶋 正行
5 番 福島 隆	7 番 谷本 喜久	8 番 谷口 浩司	9 番 坂本 隆英
10 番 瀧川 裕司	11 番 岡 潔	12 番 玉置 伸	13 番 上森 力
14 番 山本 敏夫	15 番 高田 幸安	16 番 川井 洋之	17 番 長嶺 博司
18 番 松本 平男	19 番 峯園 五郎		

欠席者 6 番 更井 寛司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 10 番 瀧川 裕司 11 番 岡 潔

議長 長 皆さんこんにちは、既にご承知の方も多いと思いますけども、先日、広報田辺を見ていたら、お知らせというページがありまして、農業振興課からのお知らせなんですけども、農薬の価格高騰に対する支援をしますということで、補助金が出るようです。それが、農業経営をするのに、国の基準に農地にやっても良いという農薬を、昨年の4月1日から今年の3月31日までの1年間に購入した農薬を対象に、補助金を出すと、そういうことでありました。その基準なんですけども、農業の物価指数というのがあるらしいんですけど、そこにどれだけ価格が上がったよというのがあるようです。それに基づいて計算されるので、どの程度になるかわかりませんけども、申請の受付が来週の12日の月曜日から9月の30日までであるようです。一度皆さん検討していただいて、対応していただけたらと思います。それともう一つ、昨日の中央紙に米のスーパーの小売価格が17週連続で値上がりをしていると、そういうことがありました。4月下旬の1週間にスーパーで5kg当たりの平均価格が4,233円ということで、昨年の同期の2倍をかなり超えた水準になっているということでした。この5kgの4,233円を単純に60kgに換算すると、50,796円ということになるんですけども、仮に、この価格が農家の販売価格であっても、私はまだ高くないとそう思っております。収穫までの経費を引くと、稲作というのは、私も何十年か前にずっとやってたんですが割に合わない、機械の経費ばかりになってしまうんで、認定農業者の目標面積が、今、2町2反ということなんですけども、それで、稲作の専業だけでは生活も苦しいんじゃないかということで、今の米の価格が、ものすごく高騰しているという風に言われてますけども、農家の立場から見れば、そんなに高いものではないなと、そういうことを思った次第です。それでは、最初に農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて事務局の説明をお願いします。

農振課 南山 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,950㎡、他2筆、合計8,71

7 m²、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和7年4月21日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、672 m²、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年4月7日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、826 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲・野菜、期間は令和7年7月1日から令和13年6月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,252 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年7月1日から令和32年6月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,508 m²の内2,782 m²、他1筆、合計4,500 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の温州、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、2,238 m²、他1筆、合計3,611 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和7年7月1日から令和17年6月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、991 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和7年7月1日から令和27年6月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、909 m²、他1筆、合計1,379 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は令和7年7月1日から令和27年6月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,129 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、979 m²、他1筆、合計1,536 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、619 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、660 m²、他1筆、合計1,594 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、529 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、312 m²、他4筆、合計1,688 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、381 m²、他1筆、合計1,171 m²、貸し手は〇〇〇、

〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、906㎡、他3筆、合計3,018㎡貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和7年7月1日から令和12年6月30日の新規です。合計14件、27筆、23,843㎡、貸し手13名、借り手7名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。なお、〇〇委員さんの案件がございますので、7番、8番、9番の3つを除いて逐条審議をお願いします。それでは1番、2番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の方は地域の若手の方です。異議ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手と借り手は親戚関係です。借り手の〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇〇〇をしており、経営規模を拡大したいそうです。異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは、若い方で、農地を買ったり借りたりして面積を増やしております。農業経営にも前向きに取り組んでおりますので異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇君は、昨年度は〇〇〇〇の〇〇〇〇をするような、若い頑張り屋の方です。異議ございません。

議 長 はい、10番から14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、以上11件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。
(〇〇委員退席)

議 長 それでは7番から9番について、逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、以上3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員着席)

議長 以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。南山君、山崎君、ありがとうございました。

(農振課 南山 山崎退席)

議長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、6番更井寛司委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、10番瀧川裕司委員さん、11番岡潔委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、を上程させていただきまします。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 議案第1号農地法第3条申請の説明に入る前に、一点報告がございます。6ページの17番の案件ですが、本人都合により取下げとなっております。それでは1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は549㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は362㎡、他1筆、合計2,032㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,020㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,763㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は835㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は798㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は572㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は504㎡、他2筆、合計1,586㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇があっせんによる売買、〇〇〇〇が売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は105㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は101㎡、他2筆、合計405㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は59㎡、他2筆、合計415㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、

現況が休耕畑、面積は766㎡、他1筆、合計1,050㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は422㎡、他7筆、合計3,088㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,950㎡、他2筆、合計8,717㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。15番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は252㎡、他3筆、合計1,116㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。16番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,073㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。17番の案件は、先程報告させていただいたとおり取下げです。18番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は137㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。19番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,001㎡、他1筆、合計1,673㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上18件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。なお、〇〇委員さんの案件がございますので、12番を除いて逐条審議をお願いします。それでは1番、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番ですけども、〇〇さんの畑と〇〇さんの畑は、隣接しております。〇〇さんの旦那さんが既に亡くなられているんですが、生前、〇〇さんに対して、耕作してくれるのであればあげるよという約束があったそうです。異議ございません。2番については、親子関係です。異議ございません。

議長

はい、3番から6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番から6番は全部あっせんによる売買ですので、異議ございません。

議長

はい、7番、8番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番について異議ございません。8番については一部あっせんによる売買で、その他についても異議ございません。

議長

はい、9番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。売渡人の〇〇さんの土地、この土地は細長い土地なんですけど、その隣に、農地ではないんですが、譲受人の〇〇さんの土地がございます。どちらも細長い土地なんで使い勝手が悪いということで、お互いに正方形に近くなる形で分筆して、等価交換しようということで話がまとまり申請となった次第です。異議ございません。

議長

はい、10番、11番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。１０番、１１番について、異議ございません。
議 長	はい、１３番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんは〇〇〇〇の住所になっていますが、〇〇〇〇の家屋敷を購入されて、１週間前から住まれています。昨日話をしまして、機械等もあるので耕しますとのこと。異議ございません。
議 長	はい、１４番、１５番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。１４番について、〇〇さんは〇〇〇〇の〇〇〇〇で手広く梅栽培、加工等を行っております。異議ありません。１５番については、〇〇さんと〇〇さんは従弟関係で、〇〇さんがずっと水稻を作っております。その関係で贈与ということです。異議ございません。
議 長	はい、１６番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、１８番、１９番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。１８番、１９番異議ありません。
議 長	はい、以上１７件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。
	(〇〇委員退席)
議 長	それでは１２番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、１２番について、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。
	(〇〇委員着席)
議 長	続きまして、議案第２号農地法第４条申請について事務局の説明をお願いします。
松平 係長	８ページをお願いします。議案第２号農地法第４条申請です。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は４８４㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干用ハウス１棟２５２㎡、進入路・梅干場・梅タル置場等２３２㎡、合計４８４㎡、着工日、工事期間は許可日より１２ヶ月以内、農用地の内外は令和７年２月２６日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は道路、河川、住宅地に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第２種農地です。以上１件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第４条第２項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。５月７日に、〇〇番〇〇委員さん、事務局２名とで現地

調査を行って参りました。その日は、朝はちょっと肌寒く、ジャンパーを羽織っていたんですけども、11時くらいからは暑くなって必要なくなる、そんな天気でした。案件は、4条1件、5条5件の計6件です。それでは4条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約400m、現況は畑で老木のような梅畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側が宅地、南側が畑、申請者所有地です。北側が県道となっております。隣接同意は不要で、〇〇区長の同意があります。転用理由選定理由は、申請者は、自宅横の当該地が梅干用ハウスの建築に適地と考え、転用するものです。転用内容は梅干用ハウス、切土1m、盛土33cmです。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのこと。許可相当と思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の代わりに報告します。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は405㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟99㎡、駐車場・庭園306㎡、合計405㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっております。隣接同意、水利同意はございます。この土地は住宅地に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は328㎡、他1筆、合計502㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、164.04㎡、駐車場・道路等、337.96㎡、合計502㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっております。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんで立地している区域に近接している第2種農地です。10ページをお願いします。これについては、同じ事業者が近くの土地で同じ分譲住宅の事業を行うということで、一体の事業という取り扱いをします。同じく2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は159㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は1,336㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の1)譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅8棟、443.82㎡、駐車場・道路等1,051.18㎡、

合計1, 495㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 270㎡、他3筆、合計3, 632㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場3, 632㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和6年2月13日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。この土地は道路、河川、住宅地に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は796㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟172.24㎡、道路・駐車場他623.76㎡、合計796㎡、着工日、工事期間は許可日より8ヶ月以内、農用地の内外は令和5年2月8日抜きとなっています。隣接同意は有り一部なし、水利同意もなしです。このことについて上申書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。今般、農地法第5条許可申請について、申請書類作成、計画等を行政書士、〇〇〇〇氏に依頼し、隣接の方々に説明に行ってもらいました。報告によると、隣接所有者、〇〇〇〇様宅に4月7日(月)午前、4月9日(水)午前に訪問し、計画の内容、計画図面を提示、説明し、同意をお願いしましたところ、印鑑は押せないとのことで協力が得られません。何度来られても無理とのことで、条件等あるのであれば対処したく考えますが、何もなく、ただ印鑑は押さないとのことで対処に困っています。仲介代理人、〇〇〇〇も同意のお願いに4月11日、12日と2日お話しに行ってもらっても、押印することはできないとのことで協力が得られません。3人のうち1人、〇〇様には同意をいただいておりますが、両隣接の〇〇様から同意をもらうのが厳しい状況です。境界については、地籍調査完了済みであり何の問題もありません。とのことです。水利同意なしの経過については、水利組合様に造成計画の説明(4m進入道路、宅地4区画、高さは前面道路敷地の高さにて計画)をしたところ、内容は理解できます、分担金等も必要となり、負担金について説明をいただきました。ただ、隣接者の同意があつて、最後に水利組合が同意となるのでとの話です。万一問題等が生じたる場合、責任をもって対処し、関係機関に迷惑をかけないことを誓約いたします。とのことです。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にあります第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は291㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟79.64㎡、駐車場等211.36㎡、合計291㎡、着工日、工事期間は許可

日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はなし、水利同意はございます。このことについて上申書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。今般、農地法第5条第1項の規定による許可を申請するにあたり、以下の事情により、隣接同意がいただけません。しかしながら、隣接者との境界は地籍調査が終了し確定しておりますので、何ら問題はありません。また、今回の隣接土地については、実際に耕作しているのが、譲受人〇〇〇〇の父親である〇〇〇〇氏であり、20年以上自己所有地であると思い耕作しています。よって、今回の転用により、隣接地に影響を与えるものではありません。隣接同意をもらえない理由については、所有者の〇〇〇〇氏は死亡しており、登記簿住所もお伺いしましたが建物等はなく、周辺で聞き取りしても〇〇〇〇氏についてわかる方がおらず、連絡が取れないため、今回隣接同意がいただけませんでした。とのこと。この土地は道路、住宅地、山林に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。以上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。それでは5条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約900m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意ありと水路。西側が公衆用道路と宅地、南側が畑、同意あり。北側が畑、貸人所有地と里道となっております。〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、貸し人と借り人は親子です。借り人家族は、実家に近い住宅用地を探していたところ、この度話がまとまり、転用するものです。20年間の使用貸借契約を設定します。転用内容は住宅、駐車場で、盛土45cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、西側市道側溝へ放流するとのこと。許可相当と思われます。2番、申請場所は〇〇〇〇より北西へ約500m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意ありと用悪水路。西側が公衆用道路、南側が畑、同意ありと里道。北側が畑、譲渡人所有地と宅地となっております。〇〇〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、譲渡人らは、高齢などの理由から、営農が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅(3棟)、盛土60cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、新設道路側溝を経由し、北側用悪水路へ放流するとのこと。許可相当と思われます。次、2番のもう一箇所の分です。申請場所は〇〇〇〇より北西へ約450m、現況は畑と休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地、西側が公衆用道路、南側が市道、北側が宅地となっております。隣接同意は不要で、〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、譲渡人らは、高齢などの理由から、営農が困難となっ

ていたところ、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅（８棟）、切土７から２０ｃｍ、盛土５から１５ｃｍです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、南側市道側溝へ放流するとのことです。許可相当と思われます。３番以降は〇〇委員が報告します。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。それでは３番について報告します。申請場所は〇〇〇〇より北へ約５００ｍ、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意ありと宅地と市道。西側が河川、南側が畑、同意あり。北側が畑、同意ありとなっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、県外在住のため、管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、建設用の資材置場用地として転用するものです。転用内容は建設資材置場（型枠、側溝、排水パイプ等）、切土盛土はありません。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題ないと思われます。４番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約２００ｍ、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、同意なし。西側が畑、同意なし。南側が田、同意あり。北側が市道となっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意はありません。隣接同意、水利同意のない理由については、先ほど事務局から説明のあったとおりです。転用理由選定理由は、譲渡人は、高齢のため、営農が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅（４棟）、盛土３０ｃｍです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、新設道路側溝を経由し、北側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題ないと思われます。５番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約５００ｍ、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側が宅地、南側が市道と国道、北側が畑、同意なしと宅地となっております。〇〇〇〇の同意があります。隣接同意のない理由については、先ほど事務局から説明のあったとおりです。転用理由選定理由は、貸し人は借り人の祖母です。借り人は、居宅新築のため、適地を探していたところ、この度、話がまとまり、転用するものです。転用内容は住宅、駐車場、切土盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、南側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題ないと思われます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。１番お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告していただいたとおり、異議ございません。

議 長

はい、２番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長

はい、３番、４番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告していただいたとおり、３番の〇〇さんはお父さんがなくなって耕作できないということで、異議ございません。４番は隣接同意はいただけてませんけども、周辺の農地に影響は

ないと思われますので、異議ございません。

議 長 はい、5 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんの同意もいただいておりますし、異議ございません。

議 長 はい、以上 5 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第 4 号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 1 2 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 0, 6 4 6 m²、作物は梅、1 0 アール当たりの収穫量は 2, 0 0 0 kg、希望価格は 6 0 0 万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分 6 分の 3)、〇〇〇、〇〇〇〇 (持分 6 分の 1)、〇〇〇、〇〇〇〇 (持分 6 分の 1)、〇〇〇、〇〇〇〇 (持分 6 分の 1) です。以上 1 件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1 番から願います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この畑の場所は、〇〇〇〇から橋を渡ったところにある〇〇〇〇です。この畑について、昨年、主に農業をされておりましたお父さんがお亡くなりになられて、それで今回、あっせんの申し出が出てきております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第 4 号農地等売渡あっせん申出 1 件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは 1 番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの 3 名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦勞ですが、よろしくお願いいたします。それではその他の案件でございます。4 月の県の農業会議に提出致しました 4 条申請 2 件と 5 条申請 4 件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

松平 係長 (4 月定例委員会で質問のあった令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の内容について説明)

議 長 皆さん方から、何かございませんか。無ければ、本日はこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

〇〇時〇〇分終了